

■議案第78号 四万十町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」といいます。）の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「施行令」といいます。）の一部改正に伴い、災害援護資金の支払猶予等について、所要の改正を行うものです。

【改正の内容】

1. 「支払猶予」等規定の法律化に伴う関係規定の整理（条例第15条）

災害援護資金に係る償還金の「支払猶予」及び「償還免除」並びにこれらを判断するための貸付者等への収入等の報告を求めることができる規定の法整備が行われたため、関係する規定を改めます。

項目	旧	新	関連する条
①支払猶予	施行令第10条	法第13条 施行令12条	条例第15条
②償還免除	法第13条 施行令第11条	法第14条	
③報告等	—	法第16条	

2. 災害弔慰金等の支給判定のための合議制の機関の設置（条例第16条）

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給要件を満たしているか否かの判定が困難である場合におけるその支給の可否について審査させるため、四万十町災害弔慰金等支給審査委員会を設置します。なお、委員会の組織及び運営については、町長が別に定めるものとします。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

改正後	改正前
(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。 2 (略)	(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。 2 (略)

改正後	改正前
3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。</u> <u>(支給審査委員会の設置)</u> <u>第 16 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、四万十町災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> <u>2 委員会の委員は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。</u> <u>3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。</u> (委任) <u>第 17 条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。	3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。</u> (委任) <u>第 16 条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

【災害援護資金等の概要】

1. 災害援護資金の概要

地震や風水害などの災害により災害救助法が適用された自治体において、被災世帯に対して、生活の再建に必要な資金を一定条件のもとで貸付を行う制度です。

対 象	世帯主が負傷し、又は住居・家財に被害を受けた世帯	法第 10 条
所 得 制 限	別表のとおり	施行令第 5 条
貸 付 限 度 額	350 万円	施行令第 7 条第 1 項
償 還 期 間	10 年	施行令 7 条第 2 項
据 置 期 間	3 年（特別な場合は 5 年）	施行令 7 条第 2 項
原 資	国 2 / 3、県 1 / 3	法第 12 条

(別表)

世帯人員	市町村民税における総所得金額
1 人	220 万円
2 人	430 万円
3 人	620 万円
4 人	730 万円
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては 1,270 万円	

2. 災害弔慰金、災害見舞金の概要

	災害弔慰金	災害障害見舞金
実 施 主 体	市町村	
対 象 災 害	自然災害	
受 給 者	遺族（配偶者、子など）	重度障害を受けた者
支 給 額	生計維持者死亡 500 万円 その他が死亡 250 万円	生計維持者 250 万円 その他 125 万円
費 用 負 担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4	

【根拠法令】

災害弔慰金の支給等に関する法律（抜粋）

（償還金の支払猶予）

第 13 条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第 16 条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

（償還免除）

第 14 条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第 16 条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（2） 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還できると認められるとき。

2・3 （略）

（報告等）

第 16 条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証

人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

(市町村における合議制の機関)

第 18 条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（抜粋）

(一時償還)

第 8 条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第 9 条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき、年 5 パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第 12 条 法第 13 条第 1 項の政令で定めるやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情があることとする。